

大和郡山市官民データ活用推進計画

平成30年3月

計画の新規策定／改訂一覧

版数	策定／改訂年月日	計画の新規策定／改訂内容	作成部署
1版	策定:平成30年 3月29日	新規策定(平成30年4月1日施行)	企画政策課 IT推進係
	改訂:平成 年 月 日		
	改訂:平成 年 月 日		
	改訂:平成 年 月 日		
	改訂:平成 年 月 日		
	改訂:平成 年 月 日		

(注意)

- (1) 本計画を一部改訂したときは、該当する部分(影響するページ)を差し替え、最新化する。
- (2) 本計画の改訂後は、関係部門が管理している改正前の計画書を速やかに回収し、改訂後の計画書に差し替える。
- (3) 計画の改訂の都度、該当する部分の改訂履歴を上記に記載する。

目次

1. 大和郡山市の現状及び課題	1
2. 大和郡山市官民データ活用推進計画の目的	2
3. 大和郡山市官民データ活用推進計画の位置付け	3
4. 大和郡山市官民データ活用推進計画の推進体制	4
5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	5
6. 官民データ活用の推進に係る個別施策	7
7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保	14

1. 大和郡山市の現状と課題

大和郡山市は全国の多くの市町村同様、少子・高齢化の進展が顕著となっており、それに伴う税収の落ち込みは地域サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっている。今後も安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、行政手続の電子化による業務効率の向上や民間活力と官民データの活用による地域課題の自発的解消の促進が極めて重要である。

2. 大和郡山市官民データ活用推進計画の目的

大和郡山市官民データ活用推進計画は、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）」を受けて、大和郡山市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市町村の施策及び都道府県の施策と市町村の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、市民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げること、また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、大和郡山市が抱える諸課題の解消を図ることを目的とする。

3. 大和郡山市官民データ活用推進計画の位置付け

大和郡山市官民データ活用推進計画は、大和郡山市総合計画（平成 28 年 3 月）に基づき、「BPR 推進の取組」、「オープンデータ化推進の取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「デジタルデバйд解消の取組」及び「クラウド化推進の取組」について具体的な施策を定めるものとする。

※BPR（業務改革）

BPR は Business Process Reengineering の略である。既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、利用者の視点に立って、業務プロセス全体について職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計すること。

※デジタルデバйд

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

4. 大和郡山市官民データ活用推進計画の推進体制

大和郡山市官民データ活用推進計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、大和郡山市官民データ活用推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、庁内部署横断的に、必要な各種取組への加速・推進を図る。

また、毎年度末に、担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本市の行政運営に反映していく。

5. 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し(BPR)を推進する。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進)

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」等を踏まえて、大和郡山市が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されることがないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用)

国はマイナンバーカードの普及に向けては、「持ちたい」と思えるカードにすることが必要として、その利活用の推進など利便性向上に取り組んでいる(マイナンバーカード利活用推進ロードマップ、経済財政運営と改革取組2017(平成29年6月9日閣議決定)、未来投資戦略2017(同))。大和郡山市においては、行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進するための具体的な施策を策定し、取り組むことで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上に寄与する(例:コンビニ交付サービスの導入、マイキープラットフォームの活用等)。

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバイド対策等)

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活

用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

(5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直し（BPR）や情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、大和郡山市内における各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

6. 官民データ活用の推進に係る個別施策

(1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則)

①市民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子化

大和郡山市では、市民税の特別徴収税額について書面による通知を行ってきたが、平成28年度から、市民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、正本の電子的通知が可能となっており、また、企業団体等からの同通知(正本)の電子化に対する要望がある状況を踏まえ、平成32年度までに同通知(正本)の電子化を実現する。

このことにより、企業等における事務負担を軽減し、企業競争力を強化するとともに、地域経済の活性化に繋げる。

< KPI (評価指標) >

市民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子化の実現

< スケジュール >

平成32年度までに市民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子化の実現

②図書館関連業務に係る電子化の取組

図書館では、市民が生涯にわたり、読書意欲や知的好奇心を満たすことができるように多様な資料を収集し提供するほか、読書の魅力や郷土の歴史を再認識する講演などを開催し、情報発信にも力を入れている。しかし、近年、時間的な制約やスマホやタブレットなどの電子機器の普及により働き盛りの世代で図書の貸出が伸び悩んでいることから、図書館利用の効率化等利便性の向上が求められている。これらの課題を解決するためにWebによるオンライン予約機能の充実やマイナンバーカードやスマホによる貸出返却の簡素化を進めるほか、郷土資料のデジタルアーカイブ化を行い、Web上で閲覧できるように電子化を推進し、図書館利用の促進に繋げる。

※KPI

Key Performance Indicators の略で、目標の達成度を評価するための主要な評価指標のこと。

< KPI >

「あなたの声をお聞かせください」 ご意見箱による図書館利用者満足度
年間図書館利用者数

< スケジュール >

平成 30 年度までにオンライン予約機能の提供
平成 34 年度までにデジタルアーカイブ資料の提供
平成 34 年度までにマイナンバーカードを図書館カードとして利用

(2) 官民データの容易な利用等に係る取組（オープンデータの推進）

各種保有情報等に係るオープンデータ化の促進

地域課題の解決を住民や事業者と連携して実現するとともに、行政事務の効率化、新たなサービスの創出につなげるため、地方公共団体によるオープンデータの取組を促進するための各種ガイドラインや国が提示する「推奨データセット」（オープンデータに取り組み始める地方公共団体向けに策定された公開することが推奨されるデータセット・フォーマット標準例等を参考として、保有するデータのオープンデータ化を推進する。

具体的には、観光振興、子育て支援、高齢化対策、地域経済の活性化等に資するため、これらの分野のオープンデータ化を積極的に推進する。その際、国や都道府県及び周辺の市町村と連携することで広域での横断的なデータの活用を実現する。また、公営企業等が保有するデータのうち、公益に資するものについてオープンデータ化を促す。

< KPI >

オープンデータ公開件数

< スケジュール >

平成 32 年度までに推奨データセット 14 件の公開を達成

(3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組（マイナンバーカードの普及・活用）

① コンビニ交付サービスの導入及び発行証明書類の拡大

大和郡山市では、市役所のほか、支所及び商業施設でも住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行サービスを提供している。特に商業施設では土日開庁も行っている。しかし、支所及び商業施設では税証明の発行を行っておらず、また、

平日仕事をしている方が利用する場合には、休暇を取得してもらうなど、市民の負担となってきた。

上記の課題を解消するため、マイナンバーカードを利用した各種証明書類のコンビニ交付サービスの導入に取り組み、市民の利便性向上を図る。

< KPI >

各種証明書類に係るコンビニ交付サービスの導入
コンビニ交付サービスで発行できる各種証明書類の種類
コンビニ交付サービスによる各種証明書類の発行率

< スケジュール >

平成 30 年度までに主要なコンビニでコンビニ交付サービスを開始
平成 34 年度までにコンビニ交付サービスによる発行率 10 % を達成

② マイナンバーカードの取得率及び市民利便性の向上

来庁者に対するマイナンバーカードの取得勧奨や、大和郡山市のほか、国や県が開催する各種イベントにおいて、臨時のマイナンバーカード申請窓口を設置するとともに、希望する企業・団体への職員の訪問による申請受付等、市民のマイナンバーカード取得率向上を図る。

また、大和郡山市では、マイナンバーカードを活用して市民の利便性や地域の活性化を図るため、国が平成 29 年度中に実施するマイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウド等を活用した施策を実施する。

< KPI >

マイナンバーカードの普及率
マイキープラットフォームへの参加

< スケジュール >

平成 34 年度までにマイナンバーカード普及率 20 % を達成
平成 34 年度までにマイキープラットフォームへ参加

(4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組（デジタルデバインド対策等）

公式サイト改修への市民参加の取組

大和郡山市では、公式サイトの改修時期を迎えているが、現在のサイトは構築から 8 年が経過しており、各種ブラウザとの互換性やユーザビリティにも問題を抱えている状況である。現在、Web サイトは市民生活に欠かせないツ

ルとして認識されており、その利便性の向上は喫緊の課題となっている。

上記の課題を解決し、高齢者や障害者の方も含めた誰もが行政等の Web サイトを利用しやすいようにするため、本市 Web サイトの更新に合わせて、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省 2016 年版）に基づき JIS 規格に準拠するよう改善を図り、デジタルデバイドの解消に寄与する。

< KPI >

本市 Web サイトの JIS 規格（JIS X 8341-3：2016）の適合レベル AA への準拠

< スケジュール >

平成 34 年度までに本市 Web サイトを JIS 規格（JIS X 8341-3：2016）の適合レベル AA へ準拠させ、その水準を維持

（５）情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組（標準化、デジタル化、システム改革、BPR）

① 基幹系業務等に係る情報システムにおけるクラウド導入の促進

基幹系業務等に係る情報システムにおいて、システムの次期更新時である平成 32 年度に他の団体とクラウドを共同利用することを想定し、共同化に当たっての議題を整理・検討するとともに、他団体との調整を行うことで、既存クラウドの共同化の規模拡大を進め、それによる業務の効率化等に寄与する。

併せて、クラウドを導入する対象業務の拡大についても検討を進め、更なる業務の効率化を促進する。

< KPI >

クラウドのグループ規模の拡大

クラウド対象業務の拡大

< スケジュール >

平成 30 年度までにクラウドを導入する対象業務の拡大について整理・検討

平成 31 年度までに既存クラウドのグループ規模の拡大に当たっての課題を整理・検討

平成 32 年度に既存クラウドの共同化を実現（予定）

平成 32 年度にクラウドを導入する対象業務を拡大（予定）

② 地域情報プラットフォーム標準仕様の導入

地域情報プラットフォーム標準仕様は、様々な業務システム間の情報連携を可能とする標準仕様であり、各システムが保有する情報を整理するとともにシステム間で流通するデータを整理している。さらに情報連携のための API も規定しており、80 %を超える自治体において何らかの準拠製品が導入されている（平成 28 年 4 月 1 日現在）。

今後、整備する業務システムやデータ活用計画等の策定においては、他のシステムとの情報連携や、データの二次利用を促進するため、インターオペラビリティ（相互運用性）を意識した設計を行うことを原則とする。具体的には、業務システムの整備に当たっては、同標準仕様に準拠することと、データ活用計画策定におけるデータの現状把握に当たっては、同標準仕様を利用することとする。従って、同標準仕様未準拠の場合、自治体のクラウド化等の業務システム更改における調達仕様書において同標準仕様準拠を調達要件とする旨を記載する。

業務システムの整備に当たっては、地域情報プラットフォームに準拠することで円滑な情報連携が可能となる。更に、情報連携を理由とするベンダーロックインの回避、同回避による最適な製品の選定やシステムコストの削減、また、システム間の情報連携による業務の利便性の向上も可能となる。

官民データ活用の推進に当たっては、庁内保有データの洗出し及び業務システム間でのデータ流通状況の確認等、データの現状把握が必要となる。現状把握においては、外部と連携しデータの二次利用を促進するため、外部システムとのインターオペラビリティを意識した分析を原則とする。そのため、既に一定程度普及している標準仕様を活用することとして、基幹系業務システムの分析に当たっては地域情報プラットフォーム標準仕様を利用する。未準拠の業務システムについては、次期システム更改において、調達要件として地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠していることを必須とする旨を仕様書に記載する。

< KPI >

地域情報プラットフォーム標準仕様の仕様書への記載率（調達仕様書に記載した業務数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数 26））

同準拠製品の導入率（地域情報プラットフォーム準拠製品利用数／地域情報プラットフォーム標準仕様で定義されている業務数（現在の業務数 26））

※API

Application Programming Interface の略。複数のアプリケーション等を接続（連携）するために必要なプログラムを定めた規約のこと。

<スケジュール>

システム更新時において随時、地域情報プラットフォーム標準仕様準拠を調達要件とする旨を仕様書に記載するとともに、準拠製品を導入する。

③中間標準レイアウト仕様の活用

中間標準レイアウト仕様は、業務システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他の属性情報等を標準的な形式として定めたレイアウト仕様である。

今後、自治体のクラウド化等のシステム更改においては、調達要件として、中間標準レイアウト仕様を活用したデータ移行を行うことを必須とする旨を仕様書に記載することとし、多額のデータ移行費を原因とするベンダーロックインを回避し、最適な製品の選定、システムコストの削減を実現する。

< KPI >

中間標準レイアウト仕様の調達仕様書への記載率（調達仕様書に記載した業務数／中間標準レイアウト仕様で定義されている業務数（現在の業務数 23））

中間標準レイアウト仕様によるデータ移行の実施率（データ移行を行う際中間標準レイアウト仕様を活用した業務数／中間標準レイアウト仕様で定義されている業務数（現在の業務数 23））

<スケジュール>

システム更改時に順次、中間標準レイアウトを用いたデータ移行について調達仕様書に記載するとともに、同仕様を用いたデータ移行を実施する。

④統合型 GIS 導入の推進

現在個別に導入している GIS を一つの環境に再構築することで、導入費・保守費等のコストを削減するとともに、システム間のデータ連携を容易にし、GIS 未導入部署へも利用対象を広げることで、業務の効率化をめざす。そのため、各個別型 GIS の再構築時に、徐々に統合型 GIS へと切り替えることを推進する。

実現にあたっては、庁内情報共有型の統合型 GIS を核として、必要なオブ

※統合型GIS

統合型 GIS とは庁内 LAN 等のネットワークの環境のもとで、庁内で共用できる空間データを共用空間データとして一元的に整備・管理し、各部署において活用する庁内横断的なシステム。

ション機能を追加することで、専門性の高い個別型 GIS としての機能を保たせる。

< KPI >

個別 GIS から統合型 GIS への切替数
統合型 GIS の利用部署数

< スケジュール >

平成 30 年度までに個別 GIS 及びその他地図情報の利用部署の調査及び課題の整理・検討

平成 30 年度までに統合型 GIS のデモの実施

システム更改時に統合型 GIS を推奨し、平成 34 年度までに統合型 GIS の導入を実現（予定）

7. セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

大和郡山市官民データ活用推進計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「大和郡山市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」及び「大和郡山市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。